

子どもたちと、 これからの法教育



愛知県弁護士会特有の法教育に関わる取り組みを取材しました。講師派遣や冊子の配布などで弁護士会のみなさんが子どもたちのために法の考え方を伝えていると知りました。名古屋市と連携した実践的な法教育について紹介します。

質問1. 名古屋市と連携した取り組みを教えてください！



愛知県弁護士会内の法教育委員会では、学校での法教育に関する授業の実施や、名古屋市教育委員会との法教育研究会を開催しています。前者は、主に名古屋市内の小中学校・高校に複数人の弁護士を派遣して、児童生徒に授業を行い、法の精神を学び身近に感じてもらう取り組みです。後者の研究会は、市の社会科教員と話し合って法教育の授業案を作成し、実践するというもの。2005年から連携して活動を開始し、2008年に正式な組織となりました。全国的にも珍しく貴重なつながりといえます。

社

質問2. どのような授業を行っていますか？



模擬裁判やグループ討論など、体験型の授業を特徴としています。目的は、子どもたちに正解がひとつではない問題が多くあると知ってもらうことです。グループ討論では、各グループにひとりずつ弁護士が付き、主体的な話し合いをサポートします。授業を通して、子どもたちが他者の考えを尊重しながら話し合い、自分たちの意見を導き出す姿を見ることができました。

社

質問3. これからの法教育のビジョンは？



2020年から「小学校向けの法教育ニュース」を発刊するようになり、それまでは中高生を対象としていた法教育が小学生にまで広がりました。このように、子どもたちが法教育に触れる機会を名古屋市と弁護士会との協力によりつくっています。弁護士会による法教育を名古屋市の学校とのつながりからより多くの学校へ、そして子どもたちへ広めていきます。



AICHI BAR ASSOCIATION

社



社

取材の感想...



「弁護士会」と聞いて、はじめは堅い印象でした。しかし、「法教育委員会」の方々の子どもとの接し方はユーモアも交え楽しそうで、印象が変わりました。法を身近に感じてもらい、多様な意見を尊重して自分の視野を広げる法教育は大事だと改めて感じています。

愛知県弁護士会

愛知県内に本会（名古屋市）と西三河（岡崎市）、東三河（豊橋市）、一宮、半田の四つの支部を持つ弁護士会。所属する弁護士は2,100名程で、基本的人権の擁護と社会正義の実現のために、多種多様な委員会、協議会、対策本部等を設けあらゆる分野で活動。市民の法的需要や期待に応え、様々な法制度の改革を進めている。